

美祢市監査告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査（工事監査12月～2月分）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和5年3月22日

美祢市監査委員 重村 暢之
同 荒山 光広

令和4年度定期監査（工事監査12月～2月）結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、美祢市監査基準(令和2年監査委員訓令第1号)に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査）

3 工事監査の対象

(1) 令和3年度工事

美東総合支所

以上1所属

(2) 令和4年度施工中工事

総務課、建設課、施設課

以上3所属

4 監査の着眼点及び主な実施内容

工事監査に当たっては、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性の観点から、法令等に基づき、手続きが適正に執行されているか、計画、設計、積算、施工等の各段階において不経済な支出や施工不良等がないか、技術面から当該工事が適正に行われているかなどに重視し、監査を実施した。また、定期監査並びに個別監査において関係資料の試査及び照査、必要に応じて関係職員から説明の聴取を行うとともに、監査を円滑に実施するため、事前調査における確認事項について回答を求めた。

監査の指摘事項等については、工事執行の是正のみならず改善を図ることを目的とし、措置状況の報告を求める。

5 監査の実施場所及び日程

場所 監査委員事務局及び現地

日程 令和4年12月23日から令和5年2月21日まで

6 工事監査の結果

関係資料のうち、試査及び照査並びに現地確認により監査した限り、重要な点においておおむね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については、監査実施時に口頭で改善を求めたところである。引き続き、監理課が作成している「工事関係事務の手引き」を参考に、適切な事務の執行に努めていただきたい。